

意見書案第 9 号

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の廃止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月23日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

森 あやこ

倉元 達朗

田中 たかし

近藤 里美

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の廃止を求める意見書

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「本法」という。）は、本年6月16日未明に国会で可決・成立しました。本法は、基本的人権を保障する憲法や国際人権規約に反するおそれが強い法律であり、次のような問題があります。

第一に、本法では、内閣総理大臣は、閣議決定した基本方針に基づき、「重要施設」の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内や国境離島等の区域内に「注視区域」や「特別注視区域」を指定することができ、そして、その区域内にある土地及び建物（以下「土地等」という。）の利用に関し、調査や規制をすることができることとなっています。重要施設の中には、自衛隊等の施設以外に「生活関連施設」が含まれていますが、その指定は政令に委ねられ、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがあります。

第二に、本法では、政府は、注視区域内の土地等の利用者等の思想・良心や表現行為に関わる情報も含めて、広範な個人情報をも本人の知らないうちに取得することが可能です。また、刑罰の威嚇の下に、注視区域内の土地等の利用者等に対して、報告又は資料提出義務を課すことが可能であり、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権などを侵害する危険性があります。

第三に、本法では、「重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認める」という曖昧な要件の下で土地等の利用を制限することができることとなっており、注視区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険性があります。また、特別注視区域内の一定面積以上の土地等の売買等契約について、内閣総理大臣への届出を義務付け、違反には刑罰を科すものとされていますが、これも過度の規制による財産権の侵害につながるおそれがあります。

第四に、本法では、地方公共団体の長等に対し、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供を求めることができるとされており、その範囲が政令に委ねられていることは、地方自治への深刻な侵害につながりかねません。

したがって、本法は、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するとともに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことから罪刑法定主義に反するおそれがあるものです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、不明確な文言や政令への広範な委任により基本的人権を侵害するおそれが極めて大きい本法を廃止されるよう強く要請します。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，領土問題担当大臣 宛て

令和 年 月 日
議 長 名